	満たすべき基準	通話品質又は総合品質		満たすべき基準	通話品質又は総合品質
	測定結果			測定結果	
	条件を選択した理由			条件を選択した理由	
	測定条件及び当該測定			測定条件及び当該測定	
	満たすべき基準	接続品質		満たすべき基準	接続品質
5利用者数	役務を提供する利用者数		る利用者数	役務を提供する利用者数	
ける音声伝送	年度当初における音声伝送		ける音声伝送	年度当初におけ	
	事業者名			事業者名	
)類	事業用電気通信設備の種類		類	事業用電気通信設備の種類
年 月 日			年月日		
	通信品質の報告			通信品質の報告	
	関係)	様式第27の3(第7条の5関係)		5 関係)	様式第27の3(第7条の5関係)
	ない。	に提出しなければならない。		らない。	に提出しなければならない。
毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣	年度経過後三月以内に、	七の三により、毎報告	毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣	1年度経過後三月以内に	七の三により、毎報告
当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十	いする音声伝送役務の品	当該設備を介して提供	当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十	供する音声伝送役務の早	当該設備を介して提供
供する者に限る。)は、	おいて三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。)は、	おいて三万以上の利用	おいて三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。)は、	巾者に音声伝送役務を場	おいて三万以上の利田
を設置する電気通信事業者(毎報告年度の最初の日に	する電気通信事業者(毎	ものに限る。)を設置に	(毎報告年度の最初の日に	に限る。)を設置する電気通信事業者(ものに限る。)を設置
気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げる	対第二十七条の二第二号	気通信事業法施行規則	気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げる	則第二十七条の二第二	気通信事業法施行規則
音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(電	一務の提供の用に供する	第七条の五 音声伝送役	音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(電	仅務の提供の用に供する	第七条の五 音声伝送処
		(通信品質の報告)			(通信品質の報告)
行		現	案	正	改

測定条件及び当該測定 条件を選択した理由 測定結果 測定条件及び当該測定 条件を選択した理由 測定結果 ファクシミリによる送 測定条件及び当該測定 受信の品質 条件を選択した理由 測定結果 別定結果										
測定条件及び当該測定 条件を選択した理由 測定結果 満たすべき基準 測定条件及び当該測定 条件を選択した理由 測定結果 測定条件及び当該測定 条件を選択した理由		受信の品質	ファクシミリによる送				ネットワーク品質			
	測定結果	条件を選択した理由	測定条件及び当該測定	測定結果	条件を選択した理由	測定条件及び当該測定	満たすべき基準	測定結果	条件を選択した理由	測定条件及び当該測定

- 注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備 ごとに別葉とすること。
- 2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。
- 3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。
- 4 各品質については、別に告示で定める条件(測定日時、測定頻度等)に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品

			ネットワーク品質			
測定結果	条件を選択した理由	測定条件及び当該測定	満たすべき基準	測定結果	条件を選択した理由	測定条件及び当該測定

- 注1 事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別葉とすること。
- 2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。
- 3 「ネットワーク品質」の欄は、電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。
- 4 各品質については、別に告示で定める条件(測定日時、測定頻度等)に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品

質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別 紙を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別

紙を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。